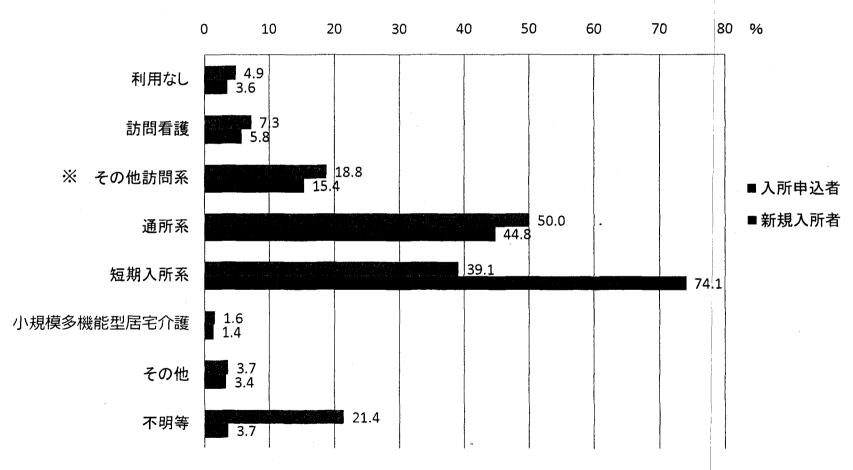
5. サービス利用状況と入所の状況

・在宅で入所申込みを行った者と入所直前まで在宅で生活していた新規入所者の利用サービスをみると、 入所に至った7割強の者は、短期入所系サービスを利用しながら入所待ちをしていた。

在宅における入所申込者及び新規入所者の利用サービスの状況

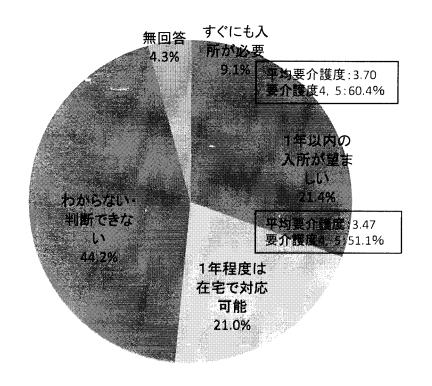


※ その他訪問系には、訪問介護、訪問リハビリテーション等を含む。

6. 入所申込者の入所の必要性

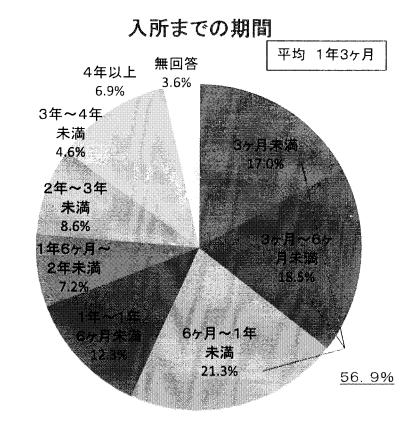
・施設から見て、すぐに入所が必要な者は約1割、1年以内の入所が望ましいし者は約2割である。

施設から見た申込者の入所の必要性



7. 入所申込から入所までの期間

- ■入所申込から入所までの期間をみると約6割の者は1年以内に入所している。
- ・入所までの平均期間は1年3ヶ月である。



交付金の見直し概要

(866億円)

ı

1

【平成16年度以前】

【平成17年度】

【平成18年度以降】

個々の施設ごとに固定的な 補助基準単価により補助

地方自治体から、事務手続きが煩 雑、使い勝手が悪いという声がある ことを踏まえ、交付金化することで、 事務の簡素化、地方の裁量の拡大 を図る。

① 都道府県交付金は、廃止・一般財源化

② 市町村交付金は、対象事業の範囲を拡充し、利用しや すい制度へと改善

社会福祉施設等 施設整備費補助



特養、老健、ケアハウス等 大規模・広域型の施設の整備

市町村に対する 直接補助制度なしる

市町村交付金

地域密着型サービス 拠点等の整備

廃止•一般財源化

- ○平成18年度に廃止・税源移譲される国の施設整備費補助金に係る施設整備 に要する事業費のうち、従来の補助金相当部分(補助率かさ上げ部分を含む。) については、原則として「特別の地方債」を充当。
- ○当該地方債の元利償還金については、後年度その100%を普通交付税の基準 財政需要額に算入。

対象範囲を拡充(交付金のメニューを3つに再編)

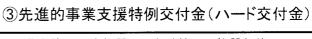
(18年度 476億円)

(21年度 407億円)

24

- ①地域介護・福祉空間整備交付金(ハード交付金)
- ・地域密着型サービス拠点等の整備
- ②地域介護・福祉空間推進交付金(ソフト交付金)
- ・地域密着型サービス等の導入に必要な設備やシステムの整備
- ・高輪者と障害者・子どもとの共生型サービスの推進 等
- ・介護療養型医療施設から老健等への施設転換
- ・既存特養の個室・ユニット化改修
- ・緊急ショートステイ居室の整備 等

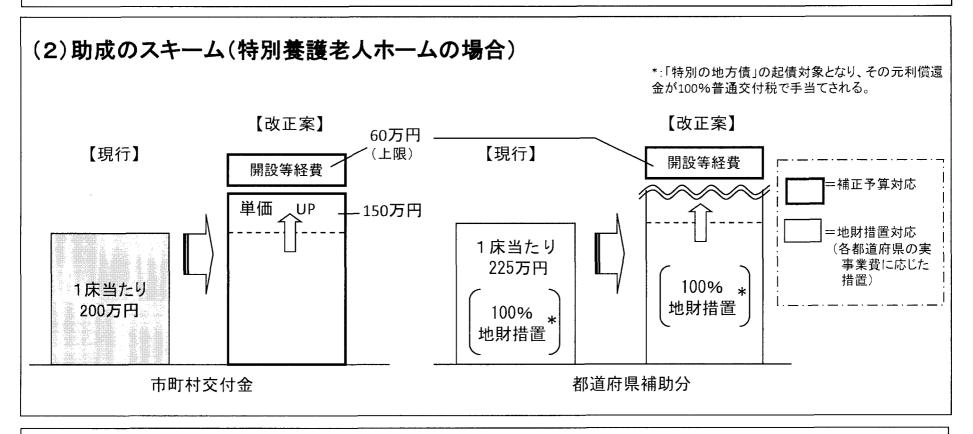




介護拠点等の緊急整備

(1)目的

小規模特別養護老人ホーム(定員29人以下)やグループホームなどの整備に係る市町村交付金の拡充、定員30人以上の施設の整備に係る都道府県補助金に対する地方財政措置の拡充により、地域の介護ニーズに対応する。



(3) 事業規模 合計約3,011億円(3年分)

※都道府県補助分と合わせ、平成21年度~平成23年度で16万床分の整備を目標に推進

「介護基盤の緊急整備」実施状況等について (各自治体より提出)

	目標 (平成21~23 年度)	平成21年度 実績	平成22年度 見込	2か年計
介護基盤 の緊急整備	16万人分	2.7万人分	6.1万人分	8.7万人分

- ※ 平成21年度実績については、各都道府県等における補助ベースで計上している。
- ※ それぞれ整備量には、補助金交付を受けずに事業者が自己財源により整備するものを含む。
- ※ 対象施設については、以下のとおり。

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、

ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)、小規模多機能型居宅介護事業所

※ 介護基盤整備に対する支援としては、各都道府県に設置された介護基盤緊急整備等臨時特例基金(平成21年度第一次補正予算により措置)を原資とした小規模(定員29人以下)な施設に対する補助を実施。また、広域型(定員30人以上)の施設に対しては、各都道府県、指定都市及び中核市による補助(特別の地方債による地方財政措置を講じている。)が行われている。 26

「介護基盤の緊急整備」実施状況等について(各都道府県の状況)

(単		. 1	
(AE.1	17 .	. ,	\ 77 /

			(単位・人方/
都道府県名	平成21年度 実績	平成22年度計画	2か年計
1 北 海 道	1,130	2,033	3,163
2 青森県	242	470	712
3 岩 手 県	660	354	1,014
4 宮 城 県	404	1,594	1,998
5 秋 田 県	290	562	852
6山形県	211	772	983
7 福島県	527	1,042	1,569
8 茨 城 県	1,073	1,443	2,516
9 栃 木 県	208	934	1,142
10 群 馬 県	389	678	1,067
11 埼 玉 県	2,112	3,661	5,773
12 千 葉 県	615	4,049	4,664
13 東 京 都	1,714	6,062	7,776
14 神奈川県	3,082	3,783	6,865
15 新 潟 県	478	797	1,275
16 富 山 県	108	620	728
17 石 川 県	9	341	350
18 福 井 県	164	324	488
19:山 梨 県	43	327	370
20 長 野 県	1,077	1,606	2,683

-	ш	10	٠	ı	77	•

						(単位:人分)_
都道府県名		名	平成21年度 実績	平成22年度 計画	2か年計	
21	岐	阜	県	241	1,471	1,712
22	静	圌	県	223	2,541	2,764
23	愛	知	県	625	2,901	3,526
24	Ξ	重	県	318	907	1,225
25	滋	賀	県	270	723	993
26	京	都	府	816	956	1,772
27	大	阪	府	3,134	3,173	6,307
28	兵	庫	県	158	2,827	2,985
29	奈	良	県	919	631	1,550
30	和	歌山	県	111	484	595
31	鳥	取	県	172	50	222
32	島	根	県	45	344	389
33	岡	山	県	590	1,215	1,805
34	広	島	県	339	1,435	1,774
35	ш	口	県	386	738	1,124
36	徳	島	県	186	23	209
37	香	Щ	県	153	377	530
38	愛	媛	県	226	653	879
39	高	知	県	136	796	932
40	福	岡	県	1,249	2,733	3,982

(単位:人分)

都道府県名	平成21年度 実績	平成22年度 計画	2か年計
41 佐 賀 県	180	0	180
42 長 崎 県	438	0	438
43 熊 本 県	506	1,083	1,589
44 大 分 県	133	447	580
45 宮 崎 県	90	342	432
46 鹿児島県	499	1,284	1,783
47 沖 縄 県	36	481	517
숨 計	26,715	60,067	86,782

[※] それぞれ整備量には、指定都市及び中核市分を含んで計上している。

施設サービスに対するこれまでの指摘事項の概要

- 〇 大都市民生主管局長会議(平成21年7月)
 - ・ 地域介護・福祉空間施設整備等交付金の市町村交付金については、地方自治体が行う介護サービス基盤の整備における需要見込みを踏まえ、必要かつ十分な 財源措置を講ずること。
- 都道府県民生部長連絡協議会(平成21年7月)
 - ・ 地域密着型特養は広域型と比較して経営が脆弱であるため、介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の中で計られた補助単価の増額を恒久的なものとすること。
- 全国市議会議長会(平成21年7月)、全国市長会(平成21年6月)等
 - サービス基盤整備について、十分な財政措置を講じること。
- 〇 東京都(平成22年6月)
 - 広域型施設についても介護基盤緊急整備等臨時交付金の対象とするとともに、 平成23年度までの時限となっている本事業について延長を検討すること。
- 〇 経済同友会(平成22年6月)
 - ・ 重度者に対する介護の社会化をさらに進めるために、一定の数と水準の施設は 設置が必要である。しかし、一方で介護保険財政の持続性を確保しなければなら ないことから、入所対象者はより重度者に限定するべきである。
 - ・ 全国一律の施設・設備基準を基本にしつつも、大都市では需要増加に柔軟に対応できるように、各地域での裁量の余地を設ける。これにより学校や社宅等の介護施設への転用等が促進されるようになれば、施設の建設や運営にかかるコストも抑制可能になる。

介護保険施設の整備方針に関する論点

- 1 できる限り住み慣れた地域で暮らせるよう、高齢者本人の選択により、 在宅・施設サービスを利用できるようにすべきである。
 - 特別養護老人ホームの入所申込者が42.1万人、そのうち、在宅で要介護4、5の方が6.7万人いる中で、現在進めている施設の緊急整備に加えて、在宅サービスの充実及び高齢者住宅の供給促進を推進する必要があるのではないか。
- 2 介護保険施設の整備、在宅サービスの充実、高齢者の住まいの供給状況 は各地域において差異がある。自治体において、今後の高齢化の状況と地 域ニーズを把握したうえで、地域の実情に応じた整備をどのように進めていく べきか。
- 3 施設入所者が重度化し、医療ニーズが高まる一方、老老介護など家族の 状況も変化する中で、今後、それぞれの施設の入所者像をどのように考える か。